

特別支援教育就学奨励費について

秋田県立秋田きらり支援学校

特別支援学校の児童生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、国及び地方公共団体が就学に必要な経費の一部を補助するものです。

支給の対象、内容は別紙一覧を参考にしてください。

就学奨励費の支給にあたっては「支弁区分」が適用されますが、これは収入額（世帯全員の前年の所得）と需要額（家族の人数や年齢等）を比較して区分Ⅰ～Ⅲに決定されます。

区分Ⅰ 収入額 ÷ 需要額 → 1.5倍未満

区分Ⅱ 収入額 ÷ 需要額 → 1.5倍以上2.5倍未満

区分Ⅲ 収入額 ÷ 需要額 → 2.5倍以上

※受給を希望しない場合は「辞退」することもできます。

支給の回数は、年4回を予定しています。

- | | |
|-----|----------------------|
| 第1回 | 9月下旬（4～8月分） |
| 第2回 | 1月下旬（9～12月分） |
| 第3回 | 3月上旬（1～3月分 通学費以外の項目） |
| 第4回 | 3月下旬（1～3月分 通学費） |